事務次官(公印省略)

災害発生時における防衛省災害対策室及び防衛省災害対策連絡室 の設置並びに防衛省幹部の緊急参集について(通達)

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

記

1 防衛省災害対策室の設置

災害の発生に際し、政府又は防衛省として迅速な対応を必要とする場合であって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、情報集約、防衛大臣等(防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官及び防衛審議官をいう。以下同じ。)への報告、内閣官房(官邸)、内閣府その他の関係省庁との調整等を実施するため、統合幕僚監部運用部長を長とする防衛省災害対策室を統合幕僚監部に設置する。

- (1) 第4項に示す防衛省幹部の緊急参集が予想されるとき
- (2) 自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第83条の規定による災害派遣 に際して部隊等の大規模な投入が予想されるとき
- (3) 官邸緊急参集チーム会議が開催され、又は開催が予想されるとき
- (4) 官邸対策室が設置され、又は設置が予想されるとき

2 防衛省災害対策連絡室の設置

災害の発生に際し、自衛隊の部隊等が災害派遣を実施し、又は実施することが予想される場合(軽微な場合を除く。)において、第4項に定める防衛省幹部の緊急参集は要しないものの次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、情報集約、防衛大臣等への報告、内閣官房(官邸)、内閣府その他の関係省庁との調整等を実施するため、統合幕僚監部運用部運用第2課長を長とする防衛省災害対策連絡室を統合幕僚監部に設置する。

- (1) 災害の発生に際し、内閣府情報対策室の設置等政府として一定の対応が行われている場合であって、自衛隊の部隊等が災害派遣を実施しているとき
- (2) 災害の発生に際し、被災地が広域に及ぶ大きな被害が発生し、又は発生が予想される場合であって、当該災害に係る救援のため、自衛隊の部隊等が広域で災害派遣を行うと予想されるとき
- 3 防衛省災害対策室及び防衛省災害対策連絡室の運営要領 防衛省災害対策室の運営要領については統合幕僚監部運用部長が、防衛省 災害対策連絡室の運営要領については統合幕僚幹部運用部運用第2課長が別 に定める。

4 防衛省幹部の緊急参集

災害の発生に際して防衛省の初動態勢を迅速に確立するため、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、防衛大臣の指示に基づき、防衛省 災害対策室から別紙に掲げる者に対して参集を求める旨の連絡を行う。

- (1) 東京23区内については震度5強以上、その他の地域については震度6 弱以上の地震(以下「大規模地震」という。)が発生した場合
- (2) 大規模地震以外の災害により著しい被害が発生し、又はそのおそれがあると認められる場合

なお、(1)及び(2)の場合において円滑に参集するため、関係各部局において、 参集対象者の不在時における代理者の指定を含む参集要領等をあらかじめ定 めておくものとする。

添付書類:別紙

緊急参集の対象とする防衛省幹部の範囲の基準

防衛大臣の指示に基づく防衛省災害対策室からの参集に係る連絡の基準は、 災害の規模及び被害状況のほか、自衛隊の部隊等による災害派遣等の防衛省 として必要となる対応に応じ、以下の1から4までによるものとする。

1 災害により著しい被害が発生するおそれがあり、自衛隊の部隊等が災害 派遣を実施し、又は実施することが予想される場合

統合幕僚監部総括官、統合幕僚監部運用部長、陸上幕僚監部運用支援・ 情報部長、海上幕僚監部防衛部長及び航空幕僚監部運用支援・情報部長

2 災害により著しい被害が発生し、自衛隊の部隊等が相当規模の災害派遣 を実施し、又は実施することが予想される場合

事務次官、防衛審議官、大臣官房長、防衛政策局長、地方協力局長、各幕僚長及び情報本部長

3 災害により甚大な被害が発生し、自衛隊の部隊等が大規模な災害派遣を 実施し、又は実施することが予想される場合

防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政 策参与、事務次官、防衛審議官、大臣官房長、防衛政策局長、地方協力局長、 各幕僚長及び情報本部長

4 災害に際して全省的な対応が必要とされる場合

防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官、防衛審議官、大臣官房長、防衛政策局長、人事教育局長、整備計画局長、地方協力局長、衛生監、施設監、報道官、各幕僚長、情報本部長及び防衛装備庁長官